

北海道告示第11144号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年8月10日

北海道知事 鈴木直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交 付に関する権 限の委任	摘 要
<p>1 地域間幹線系統確保維持 事業</p> <p>地域の生活交通として必要 な地方バス路線の維持・確保 を図るため、その運行に要す る経費等について、予算の範 囲内で補助する。</p>					—	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年 10月31日 提出先 総合政策 部交通政 策局交通 企画課</p>	—	
<p>(1) 地域間幹線系統確保 維持費補助事業</p>	<p>乗合バス事業者 であって、次の要 件の下で地域間幹 線系統を運行する 者</p> <p>1 総合振興局等 協議会において 地域住民にとっ て必要と認めら れた運行サービ スの提供ができ ること。</p> <p>2 地域間幹線系 統の運行におい て、十分な安全 性等の確保がで きること。</p>	<p>北海道地域間幹線系統確保維 持計画に記載された路線の運 行に要する経費のうち、北海 道地域間幹線系統確保維持事 業費補助金交付要綱（平成23 年7月22日付け地交第66号。 以下「地域間幹線系統補助要 綱」という。）第4条に規定す る額</p>	2分の1	別に指示する様 式	別に指示する様 式（地域間幹線 系統補助要綱第 10条の2に基づ き交付申請書を 提出した者に限 る。）			<p>1 地域間 幹線系統 補助要綱 第2条の 規定に基 づき、令 和5年度 補助対象 とする系 統につい ては、令 和5年度 北海道地 域間幹線 系統確保 維持計画 に記載さ れた系統 であるこ</p>

									と。
(2) 地域間幹線系統車両減価償却費等補助事業	乗合バス事業者であって、次の要件の下で地域間幹線系統を運行する者 1 総合振興局等協議会において地域住民にとって必要と認められた運行サービスの提供ができること。 2 地域間幹線系統の運行において、十分な安全性等の確保ができること。	北海道地域間幹線系統確保維持計画に記載された地域間幹線系統を運行するために必要な車両の取得に要する費用であって、地域間幹線系統補助要綱第12条に規定する額	2分の1	別に指示する様式					1 地域間幹線系統補助要綱第12条の規定に基づき、令和5年度補助対象とする車両については、令和5年度北海道地域間幹線系統確保維持計画に登載された車両であること。
2 道内航空需要創出広域連携事業費補助金 航空需要の創出のため、空港の利用促進に向けた取組について、予算の範囲内で交付する。	道内空港が所在する地域において当該空港の利用促進を行う市町村及び経済界等で構成された協議会等市町村	航空会社が参画し、道内空港と道内又は道外空港で連携することを条件に実施する利用促進事業（航空機利用の促進に向けた取組等）又は地域振興事業（就航都市等と連携した取組等）に要する経費 ただし、利尻空港、礼文空港、奥尻空港、中標津空港、紋別空港及び丘珠空港（以下「民間委託外空港」という。）については、航空会社が参画して一の民間委託外空港を対象に実施する事業に要する経費も対象とする。	2分の1以内とする。 ただし、上限額を400万円（一の民間委託外空港を対象に実施する場合は200万円）、下限額を50万円とする。	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合政策部航空港湾局航空課		